



# 養育費の確保を支援します

長岡市は、ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるように、養育費の確保に係る経費の一部を補助します。

## <対象者（共通）> ※以下の①～⑤のすべてに当てはまる方

- ① 長岡市内に居住し、交付申請時にひとり親等である方
  - ② 児童扶養手当の支給を受けている方又は同程度の所得水準にある方
  - ③ 養育費の取決め又は養育費の未払いに対する強制執行の対象となる児童を現に扶養している方
  - ④ 養育費の取決め又は養育費の未払いに対する強制執行に係る経費を負担した方
  - ⑤ 過去に本補助金又は同様の補助金の交付を受けていない方
- ※ただし、別の養育費の取決めをした場合など、要綱に定める場合は対象となる場合があります。

## <対象となる経費>

### （1）養育費に関する債務名義取得費用

#### 対象となる経費

- ① 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ② 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ③ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等添付書類取得費用
- ④ 連絡用の郵便切手代

Q 債務名義とは何ですか？

A 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決書等のことです。



★養育費の取決めが守られない場合は、強制執行の手続を行うことができます。  
※公正証書の場合は、その旨の記載が必要です。

### （2）養育費の取決めのための弁護士への相談費用等

#### 対象となる経費

- ① 養育費の取決めのための弁護士への相談費用
- ② 公正証書作成等にかかる各種手続きを弁護士、行政書士等が行うための経費

### （3）養育費の保証契約の保証料

#### 対象となる経費

保証会社と養育費保証契約（契約期間1年以上）を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担した費用



（裏面あり）



## (4) 養育費の強制執行申立て費用

### 対象となる経費

- ① 裁判所の強制執行申立てに要する収入印紙代
- ② 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等添付書類取得費用
- ③ 連絡用の郵便切手代
- ④ 養育費の未払いに対する強制執行のための弁護士への相談費用

### <補助金額>

- ① 対象経費（１）～（３）の合計額（５万円を上限）の $1/2$ （最大２万５千円）
- ② 対象経費（４）の合計額（５万円を上限）の $1/2$ （最大２万５千円）

※補助金の交付は、養育費の取決めに要する経費と強制執行に要する経費について、それぞれ原則１回限りです。

なお、過去に本補助金又は同様の補助金の交付を受けた場合は原則として対象外ですが、別の養育費の取決めをした場合など、要綱に定める場合は対象となる場合があります。

### <申請に必要な書類>

- ① 補助金の対象となる費用の領収書等の写し
- ② 養育費の取決めを交わした文書（公正証書、調定調書、審判書、判決書等の債務名義化した文書）の写し（文書がない場合、理由書を提出していただきます。）
- ③ 補助対象が「養育費の保証契約の保証料」の場合は、保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が１年以上のものに限る）の写し
- ④ 補助対象が「養育費の強制執行申立て費用」の場合は、強制執行の申立てを裁判所が決定したことを証する書類の写し（債権差押命令の正本の写し等）
- ⑤ 児童扶養手当を受給している人は、児童扶養手当証書の写し
- ⑥ 児童扶養手当を受給していない人は、以下のもの
  - ・申請者及び扶養している児童の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
  - ・申請者の前年（１月から１０月までの間に申請する場合は前々年）の所得額及び扶養状況等が分かる市町村長の証明書等※扶養親族の状況により、追加書類が必要になる場合があります。

### <申請の期限>

- ◎ 対象費用を負担した日の属する年度の末日（３月３１日）
- ※ 上記期限までの申請が難しい方は、担当までご相談ください。



#### (お問い合わせ先)

長岡市福祉保健部生活支援課ひとり親支援担当  
住所：長岡市大手通１丁目４番地１０  
電話：０２５８－３９－２３３８  
mail：seikatu@city.nagaoka.lg.jp  
お問い合わせ時間：平日 ８：３０～１６：３０

